

J R 古賀駅西口エリアの活性化に向けた
エリアマネジメント支援業務委託
【公募型プロポーザル実施要領】

令和2年8月
古賀市建設産業部商工政策課

目次

- 1 本実施要領の趣旨
- 2 業務概要
- 3 参加資格要件
- 4 スケジュール
- 5 企画提案書等の提出
- 6 提出方法等
- 7 質疑応答
- 8 受託候補者の選定手順
- 9 契約に関する基本事項
- 10 参加事業者の失格
- 11 その他の留意事項
- 12 問い合わせ先（書類提出先）

1 本実施要領の趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 事業名

J R古賀駅西口エリアの活性化に向けたエリアマネジメント支援業務委託

(2) 業務内容

別添「J R古賀駅西口エリアの活性化に向けたエリアマネジメント支援業務委託公募型プロポーザル特記仕様書」のとおり

※仕様書の内容は現時点での予定であり、審査決定後、技術提案等受ける中で変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和5年3月20日まで

(4) 提案上限額

令和2年度 8,800千円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

令和3年度 17,820千円（ 同 上 ）

令和4年度 14,850千円（ 同 上 ）

合計 41,470千円

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は次のすべての要件を満たしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

(1) 古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する2019・2020年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿「測量・コンサルタント業者」の「建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）」又は、同上名簿「物品・役務業者名簿」の「調査」又は「その他役務」に登録されている者であること。ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。（共同企業体を除く。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。

(3) 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。

- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 参加表明者の業務実績等に関する要件
令和2年4月1日時点において、平成22年度以降に中心市街地や商店街等の商業集積エリアにおける活性化に関する業務の実績を有していること。
- (7) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

4 スケジュール

公募実施スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

項目	日時
公募開始	令和2年 8月12日（水）
参加申込書提出期間	令和2年 8月12日（水）から 令和2年 8月26日（水）17時まで
質問書受付期間	令和2年 8月12日（水）から 令和2年 8月26日（水）17時まで
質問回答日（予定）	令和2年 9月 2日（水）まで
企画提案書提出期間	令和2年 8月26日（水）から 令和2年 9月11日（金）まで
書類審査結果の通知（予定）	令和2年 9月28日（月）まで
プレゼンテーション	令和2年 10月上旬（予定）
受託候補者選定結果通知	令和2年 10月中旬（予定）
契約締結	令和2年 10月下旬（予定）

※書類審査で、上位5事業者程度を選定します。

※プレゼンテーションは、書類審査の上位5事業者程度で実施します。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出資料及び提出部数

提出書類名	様式	提出部数	
		正本	副本
① 参加申込書	様式第1号	1	
② 会社概要書	様式第2号	1	1 2
③ 業務実績書	様式第3号(※ ¹)	1	1 2
④ 配置予定技術者一覧	様式第4号(※ ¹) (その1～3)	1	1 2
⑤ 企画提案書 (業務実施体制・業務工程表を含む)	様式第5号及び 任意様式(※ ²)	1	1 2
⑥ 見積書(積算内訳・積算根拠を含む)	任意様式	1	1 2
⑦ 質問書(必要がある場合のみ)	様式第6号	1	

※¹業務内容が分かる資料及び契約書の写し等を添付すること

※²企画提案書任意様式の詳細については、(2)を参照すること。

(2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書はA4判カラー印刷（A3判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めがない。
- ・企画提案書に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・別紙特記仕様書の業務項目に沿った企画提案書を作成すること。

6 提出方法等

参加表明者は、以下に定める事項に従い、必要書類を作成の上、提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

- ・参加申込書：令和2年8月26日（水）17時まで
- ・企画提案書等：令和2年9月11日（金）17時まで

(2) 提出方法

郵送又は持参。持参する場合の受付時間は、平日8時30分から17時までとする。

7 質疑応答

(1) 質疑に係る提出書類

質問書（様式第6号）

(2) 質疑資格者

参加申込書を提出した者

(3) 提出期限

令和2年8月26日（水）17時まで

(4) 提出方法

電子メールで古賀市建設産業部商工政策課に提出。送信後電話で古賀市建設産業部商工政策課（電話：092-942-1176）に連絡すること。

(E-mail：shoukou@city.koga.fukuoka.jp)

(5) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、参加申込書を提出したすべての者に対し令和2年9月2日（水）までに電子メールにて行うものとする。

8 受託候補者の選定手順

受託候補者の選定方法は書類審査とプレゼンテーション審査の合計点が最高得点であるものとする。ただし、プレゼンテーション審査は書類審査の上位5者程度で実施するものとする。

(1) 書類審査

- ・書類審査は、本市において定めた審査基準に基づき審査する。
- ・結果は、令和2年9月28日（月）までに電子メールで通知（予定）し、後日

文書を送付する。

- ・書類審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しないものとする。
- (2) プレゼンテーション審査
- ・実施日：令和2年10月所定日（予定）（該当者には別途メールにて通知）
 - ・会場：未定（該当者には別途メールにて通知）
 - ・時間配分：説明20分、質疑応答10分（予定）
 - ・内容：企画提案書に基づく提案内容の説明
 - ・その他の留意事項
 - プレゼンテーション審査は、本市において定められた審査基準に基づき審査する。
 - 配置予定技術者一覧（様式第4号その1）に記載されている主任技術者又は主たる担当技術者が説明するものとする。
 - 市において、スクリーン及びプロジェクターを準備する。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む）は、提案者において準備すること。
 - プレゼンテーション時に追加の資料がある場合には12部用意し、当日持参すること。
- (3) 受託候補者選定結果通知
- ・審査の結果については、令和2年10月中旬頃（予定）プレゼンテーションを行った者に文書で通知する。
 - ・書類審査、プレゼンテーション審査ともに、審査に対する異議の申立ては、受け付けない。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

審査の結果、本市において定めた評価基準に基づき書類審査とプレゼンテーション審査の合計点が最も高かった者を受託候補者とし、随意契約締結に向け交渉するものとする。ただし、合計得点が別に定める基準に至らなかった場合は、その限りではない。また、交渉の結果契約締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者とする。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、受託候補者ととも内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第118条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、各年度において業務完了後に支払うものとする。

(5) 契約締結における個人情報の取扱い

契約締結にあたっては、古賀市個人情報保護条例（平成14年条例第23号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのな

いように適正に取り扱わなければならない。

10 参加事業者の失格

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類又はプレゼンテーションにおいて、虚偽の記載、提案があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的以外で使用しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 本プロポーザルにかかる情報公開請求がある場合は、古賀市情報公開条例（平成11年条例第5号）に基づき提出書類を開示することがある。
- (8) 参加を辞退する場合は、すみやかに古賀市商工政策課へ連絡すること。

12 問い合わせ先（書類提出先）

古賀市建設産業部商工政策課商業観光係

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1-1

E-mail : shoukou@city.koga.fukuoka.jp

電話 : 092-942-1176 FAX : 092-942-3758

担当 : 西村、吉武